

第448号

昭和47年1月5日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可



やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所

八尾市本町1 TEL代03881

印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

市の動き

あけまして おめでとうございます

ごあいさつ

1972



八尾市長

大橋清治

輝やかしい新春を寿ぎ、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年は市政に対し、一方ならぬご協力を賜わりましたことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、市民のみなさまのご協力のもとに、住みよい調和のとれたまちづくりのための基本的な事業とあわせ、市民福祉向上のための日常生活に直結した、きめのこまかい施策を積極的におし進めることができました。

ご承知のとおり、昨年はドル防衛をはじめ、中国の国連参加や沖縄返還協定などをめぐってわが国は、政治的にも経済的にも大きくゆれ動くな中にあって、新らしい年を迎きました。一方、1970年代は、内政充実の年といわれますように、わが国経済は近年非常な成長をとげた反面、都市化現象に拍車をかけ、社会資本整備の著しい立ち遅れによって、公害や交通問題などが深刻化しました生活環境の悪化や都市機能を阻害する原因となっており、都市問題の解決は、国、地方共通の最重要課題となっていました。

このように都市は、今や重大な時期に直面しており、特に本市のように人口の膨脹の激しい市はあっては、いまにして確固たるまちづくりの基礎を確立しておかなければ、雑然とした住みにくいまちになってしまいます。

いま、昭和47年の年頭にあたり、過去の実績を基盤として、近鉄、国鉄両駅前整備をはじめ、近鉄線高架事業、土地区画整理事業、高安山総合開発、飛行場周辺整備、流通加工センター、及び福祉社会館建設などの諸事業を引き続き積極的に推進してまいるべく、決意を新たにしている次第であります。さらに、これと併行して道路、下水、公園などの都市づくりのための基本的な事業の整備、さらにプレハブ解消など教育施設の充実をはじめ、公害対策、同和対策、社会福祉、及び産業振興対策などの緊急課題を解決し、そして23万市民の信託にこたえるべく、総力を結集してまいる所存であります。

市民のみなさま、どうか本年も市政に対し倍旧のご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、みなさまのご多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

あけましておめでとうございます。

輝やかしい昭和47年の新春を迎え、みなさまのご健康を心からお祝い申し上げます。

本年は、早く札幌市におきまして冬季オリンピックの開催が予定され、またわが国民が等しく待ち望んでいた、沖縄の祖国復帰が正式に実現するまことに意義深い年であります。

戦後27年、焦土から立ち上がったわが国民が日々として努力してまいりました結果、最近のわが国は自由世界第二位の経済大国といわれるまでに至ったのであります。しかししながら、この繁栄のひずみはようやく顕著に表われてまいりまして、経済面においては、円切り上げ問題、対米織維輸出規制問題をはじめとする对外貿易の障害に伴う国内の不況を招来し、また高度経済成長政策のもたらした副産物としての公害問題、道路交通問題等市民生活を脅かす諸問題が派生しております。

また、経済の発展に伴う大都市への人口集中の度はますます激しく、とくに大都市大阪に隣接する本市の人口増は目ざましいものがあり、発足当初の田園都市がいまや人口23万を擁するに至りました。従いまして、行政需要も増大する一方であります。特に教育行政、同和行政およびかねてから懸案であった都市計画に基づく新しい街づくり、下水道事業の推進、道路網の整備、さらには最近特に問題になっている公害問題等に積極的に取り組む必要を痛感いたしております。

昭和47年こそは、本市のより一層の躍進の年として、市民の方々の住みよい、明るい福祉都市を建設するため、関係機関とあいまって最大の効果をあげるよう努力いたす覚悟であります。

なにとぞ、市民のみなさまのご理解とご協力を賜るようお願いいたします。年頭にあたり八尾市議会を代表してごあいさつといたします。



八尾市議会議長

浜田昌雄

やおし

やお市政だより

第448号

2

昭和47年1月5日

市の行事

1 11 (火)	☆ 家児 ☆ 交通 ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	☆ツベルクリン接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆3種混合予防接種 13.30~15.00 山本幼
12 (水)	☆ 家児 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆3種混合予防接種 13.30~15.00 用和幼、桂隣保館
13 (木)	☆ 家児 ☆ 法律 ☆ 青少	☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆3種混合予防接種 13.30~15.00 南高安小・中高安幼
14 (金)	☆ 家児 ☆3歳児の健康診査(43年7月生まれの男児) 13.30~15.00 八尾保健所	☆3種混合予防接種 13.30~15.00 竹淵幼、曙川小
15 (土)	☆成人の日 ☆近畿交通安全デー ☆八尾市成人祭 午前の部 10.00(八尾、山本、久宝寺、西郡地区) 教育センター 午後の部 13.30(竜華、竹淵、南高安、高安、大正、曙川、志紀地区) 教育センター	
16 (日)	☆ 家児	☆3種混合予防接種 13.30~15.00 大正幼、安中幼
17 (月)	☆ 家児	☆3種混合予防接種 13.30~15.00 大正小、桂小、安中小、竹淵小
18 (火)	☆ 家児 ☆ 行政 ☆ 交通 ☆ 青少 ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院	☆就学時の健康診査 13.30~15.00 八尾小、山本小、用和小 久宝寺小、竜華小 ☆3種混合予防接種 13.30~15.00 清友幼
19 (水)	☆ 家児 ☆ 法律 ☆ 結婚 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆就学時の健康診査 13.30~15.00 大正小、桂小、安中小、竹淵小 ☆3種混合予防接種 13.30~15.00 志紀幼
20 (木)	☆ 家児 ☆ 人権 ☆ 青少 ☆婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 教育センター	☆就学時の健康診査 13.30~15.00 南高安小、中高安小、北高安小、曙川小、北山本小 ☆3種混合予防接種 13.30~15.00 久宝寺幼
21 (金)	☆ 家児 ☆ 身障 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆3歳児の健康診査(43年7月生まれの女児) 13.30~1.500 八尾保健所	☆就学時の健康診査 13.30~15.00 志紀小、高美小、長池小 東山本小、南山本小 ☆3種混合予防接種 13.30~15.00 八尾小
22 (土)		☆ツベルクリンの接種 14.00~15.00 市立病院
23 (日)	☆ 家児 ☆ 心配	☆BCG接種 14.00~15.00 市立病院 ☆保育児の申請用紙受付 10.00~15.00 志紀、母木保育園
24 (月)	☆ 家児 ☆ 交通	☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆保育児の申請用紙受付 10.00~15.00 隣保館、さくら保育園
25 (火)	☆ 家児 ☆ 交通 ☆ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL.191-3881)

● 小学校入学児の健康診断を行ないます



ことし4月に小学校へ入学するこどもさんが健康な状態で就学できるように健康診断を行ないますので、父兄の方は忘れず受けさせてください。

☆対象者 昭和40年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた幼児

1月上旬に、就学通知書を送り、健康診断を受けていただぐ学校を連絡しますが、幼児が以前にかかった病気と種痘、ジフテリアの予防接種を受けられた年月を答えられるようにしておいてください。

《健康診断の日程》 1月18日(火) 八尾小、山本小、用和小、久宝寺小、竜華小 19日(水) 大正小、桂小、安中小、竹淵小 20日(木) 南高安小、中高安小、北高安小、曙川小、北山本小 21日(金) 南山本小、志紀小、高美小、長池小、東山本小

時間は、いずれも午後1時から3時まで
なお、検査日にどうしても受けられない人は、2月15日、16日の午後1時から3時まで教育センターで受診してください。

やおし

やあ市政だより

第448号

3

昭和47年1月5日

お知らせ

●防 火 の こ と

電92-2281

■消火器の購入にご注意ください

最近、市内の住宅街などで、消防署の制服によく似た服を着て、お宅では最低1本以上の消火器が必要です。などいかにも消防職員とまぎらわしい言葉でたくみに消火器を売りつけるセールスマンが横行しています。

■たき火、こどもの火遊びはじゅうぶんに注意しましょう

これからたき火をしている風景がよく見かけられます。毎年、たき火による火災も多く起きています。

たき火をするときには、火災を起こさないように次のこと注意しましょう。

☆家の軒先、塀、燃えやすいものの近くではしないで、広い場所でしましょう。

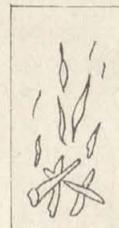
☆風の強い時、空気が乾燥している時は、たき火はやめましょう。

☆あらかじめバケツに水を用意して、必ず

消防署では、一般家庭に消火器の設置を強制するようなことはしていませんので、ご不審な時は、買われる前に、すぐ消防署へ連絡してください。

人が付きましょう

☆たき火がすんだ後はよく消して、火が残らないようにしましょう。また、こどもの火遊びによる火災を多いので、父兄のみなさんは、こどもに対しても、火の取り扱いはじめゅうぶん注意してください。



●講 座 の こ と

電99-3167

■1月19日から郷土史講座を開きます

第6回郷土史講座を1月19日から労働会館で開きますので、ふるってご参加ください。

☆とき 昭和47年1月19日～3月22日の毎週水曜日、午後6時～8時

☆ところ 労働会館(近鉄山本駅下車すぐ)

☆受講資格 八尾市民または市内在勤者

☆申し込み 講座期間中でも受け付けます。が、定員80名になり次第しめります。

〈講座日程〉 1月19日 中甚兵衛の功績(富田八郎) 26日 伴林光平と天誅組(武部善人)

2月2日 河内のキリストン(牧村史陽)



9日 八尾学塾(沢井浩三) 16日 八尾の美術・庭園(辻合喜代太郎) 23日 古代の八尾
三野県をめぐって(藤井直正) 3月1日 八尾の年中行事とくらし(井ノ口豊男)
8日 大和川の交通(棚橋利光) 15日 八尾の行政区画の変遷(三上光寿) 22日
座談会
(以上敬称略)

●接 種 の こ と

電91-3881 内線246

■小・中学校入学児に種痘接種を行ないます

衛生課では、ことし4月に小・中学校に入学される児童に種痘の接種を行ないますので該当者は必ず受けてください。

〈日程〉

接種	判定	実施校	接種会場
1月26日	1月31日	志紀小・幼	志紀小
		高美小・幼	高美幼
27日	2月1日	竜華小・幼	竜華幼
		久宝寺小・幼	久宝寺幼
28日	2日	長池小・幼	長池幼
		山本小・幼	山本幼
2月16日	21日	大正小・幼	大正幼
		竹淵小・東幼	竹淵小
17日	22日	曙川小・幼	曙川幼
		南高安小・幼	南高安小
18日	23日	中高安小・幼	中高安幼
		北山本小・幼	北山本幼

3月3日 7日 南山本小・幼 南山本幼
8日 13日 用和小・幼 用和幼
桂小・幼 桂幼
9日 14日 東山本小・幼 東山本幼
10日 15日 安中小・幼 安中幼
八尾小・幼 八尾小

なお、皮ふ病の人や、はしかワクチン・B CG接種後1ヶ月間以内の人は接種できません。

問診票は、各学校・幼稚園などにありますので、各自記入のうえ捺印もれのないようにしてお受けください。

教室を使いますので、各自上書きをご用意ください。



●保 育 所 の こ と

電91-3881 内線394

■ことし春、入所の保育児を募集します

市では、ことし春、入所の保育児を次のとおり募集します。

☆申請用紙の交付 昭和47年1月10日から児童課または各保育所で

〈申請用紙の受付〉

1月24日(月)	志紀保育園、母木保育園
25日(火)	隣保館保育園、さくら保育園
26日(水)	あけぼの保育園、千塚保育園
27日(木)	みよし保育園、亀井保育所
28日(金)	西郷保育所、高安保育所
31日(月)	荘内保育所

31日(月) 仮称山本南保育所
2月1日(火) ふじ保育園、安中保育所

2日(水) 桂保育所

3日(木) 西郷保育所
時間はいずれも午前10時から午後3時まで
なお、仮称山本南保育所については、荘内保育所で受け付けます。

当日は必ずお子さんをお連れください。



しあわせを築く道

■国の責任を具体的に明らかにした同和対策事業特別措置法が制定されます

1968年(昭和43年)度の大大阪府の同和予算是31億円なのに、国はわずか60億円にすぎませんでした。

しかも、その60億円の中には住宅予算が含まれておらず、実際の同和対策予算是20億円という実態でした。

その一方では、年間5千億円もの予算が第3次防そそぎこまれていたのです。

部落解放同盟は、このような実態に対し、国の責任を明確にするために、高率の補助対象とすることと、すべて実質単価にすることをもりこんだ、「同和対策事業特別措置法」の制定を、佐藤内閣総理大臣に要求するのです。

政府の単価では、保育所はたたないし、こどものおやつは出ない計算になってしまいます。

本当に保育所がたち、こどもが十分に保育できるよう単価にすることを要求したのです。

1968年(昭和43年)3月4、5日、部落解放同盟第23回全国大会が開かれ「『明治百年』の差別と対決し、米騒動50年の闘いを思い起して、必ずや『答申』完全実施『特別措置法』の即時制定を願い立てる」ことが、決定されたのです。

この決定にもとづいて、1968年(昭和43年)3月には、衆議院予算委員会で八木一男代表議士が質問し、措



同和問題入門——(68)

置法」早期制定を要求しました。

また、各府県連で決起集会を開催し、8月5日～7日には中央国民大行動が行なわれ、総理府・各省交渉が行なわれます。

そのような力におされ、臨時国会で木村官房長官は、「特別措置法」について確約します。そして、ついに1969年(昭和44年)4月11日、「特別措置法」案が閣議決定され、国会に提出されます。

6月には衆・参両議院本会議で可決され、7月10日に「特別措置法」が公布され、同施行令が公布されます。

同和対策事業特別措置法第7条には、「同和対策事業でこれを要する経費について、国が負担し、または補助するものに対する負担または補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で三分の一の割合をもって算定するものとする。」と規定されています。

この法律によって、同和対策については国から三分の二の負担あるいは補助をすることが明らかにされたのです。

同時に、この法律は、昭和54年3月31日限りで、その効力を失うという限界立法なのです。

部落解放同盟は、この法律のうらづけをもとに、部落解放総合計画の策定とその実現を進めていく闘いを開始していくのです。

や お し

